

戸建住宅・木造アパート、分譲マンションにお住まいの方へ

# 耐震改修工事費の 助成金を増額します！

# 30万円 上乘せ

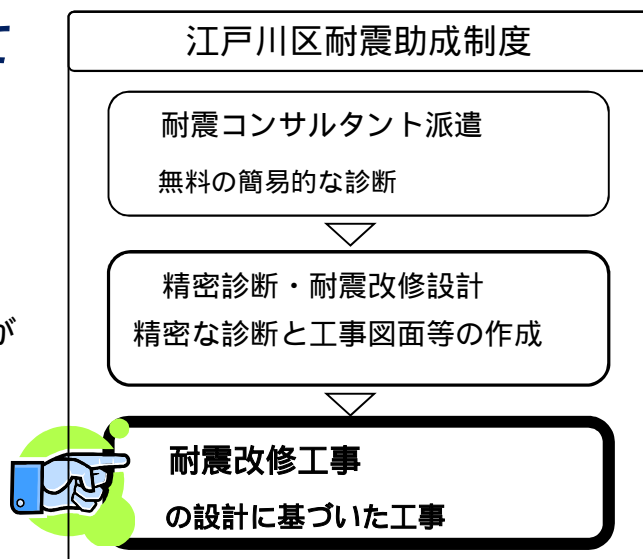
期間限定！

江戸川区では、住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修などに要する費用の一部を助成しています。このたび、国の補正予算成立に伴い、耐震改修工事費に対する助成金を増額します。

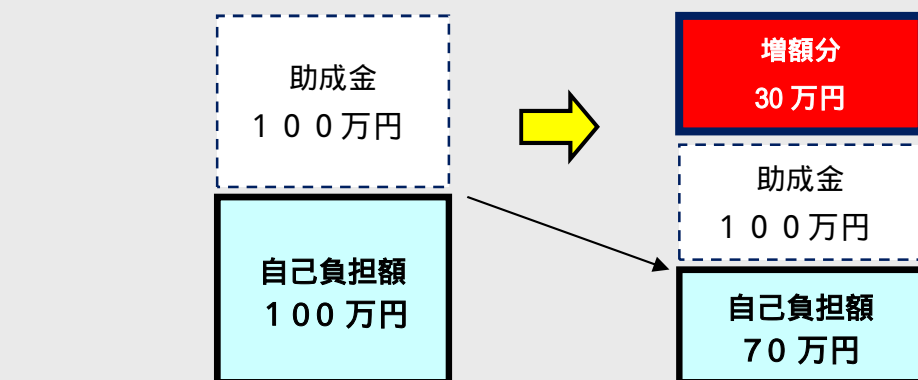
## 戸建住宅・木造アパートについて

区の「耐震コンサルタント派遣」と「精密診断・耐震改修設計」の助成を受け、**平成30年3月31日までに工事着手したもの**が対象です。

(平成28年10月11日以降に区へ助成申請がされたもの)



## (例) 耐震改修工事費における費用負担のイメージ



住民税課税世帯・木造住宅で耐震改修工事費用を200万円と仮定した場合  
建物の構造や住民税課税状況により異なります。  
助成金には限度額があります

### 【対象】

昭和56年5月31日以前に建築された戸建て住宅、木造アパート

対象外 = 空き家、すでに区の耐震改修工事の助成を受けた住宅等

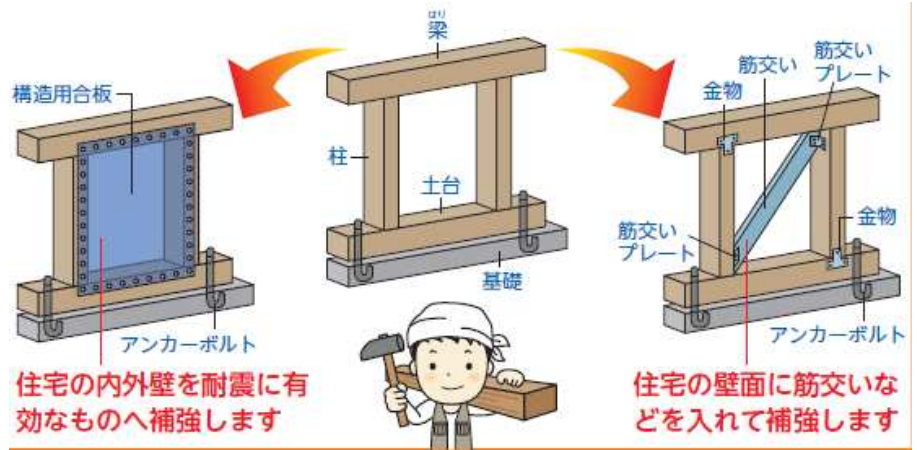
主な補強方法は裏面をご覧ください

分譲マンションについては、裏面をご覧ください

## どのように工事を行うの？

精密診断・設計に基づき、筋交い・構造用合板などによる補強で耐震性を高めます。基礎に大きなひびが見られる場合、鉄筋を入れて補強することもあります。

また、屋根材が重い場合には、住宅にかかる負担を軽減するため、軽量化することもあります。



耐震改修工事費の助成を受けるには、着手前に区へ申請が必要です。  
詳細についてはお問合せください

(戸建住宅・木造アパートについて)

お問い合わせ先：江戸川区役所北棟 2階 3番窓口  
住宅課事業係 5662—6389(直通)

## 分譲マンションについて

【対象】昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションを対象とし、  
**平成30年3月31日までに工事着手したもの。**  
(平成28年10月11日以降に区へ助成申請がされたもの)

【助成金】《現行制度》

耐震改修工事費の最大50%を助成します。  
(限度額：一戸あたり最大100万円)



《増額分》

上記の助成金に加え、**一戸あたり30万円が加算されます。**

(例)10戸のマンションの場合は、30万円×10戸=300万円を加算

**緊急輸送道路沿道の分譲マンションにおいても同様に加算されます。**

耐震改修工事費の助成を受けるには、管理組合から事前に区への申請が必要です。  
詳細についてはお問合せください

(分譲マンションについて)

お問い合わせ先：江戸川区役所第三庁舎 3番窓口

建築指導課構造係 5662—1106(直通)